「公務員共済年金のお知らせ」の見方（その1）

【組合員】

私が、このお知らせの見方について、
解説や注意事項をご説明します。
☆印のところでは、共済太郎さんの
場合を例にしてご説明します。

初めに

このお知らせは、公務員共済の年金加入記録がある昭和26年4月2日以後に生まれた方を対象に、平成21年3月31日における年金の加入状況等を確認していただき、年金制度への理解を深め、将来の年金請求を意識していただくため、年金加入記録、年金見込額等をお知らせするものです。

※　お知らせの内容は、公務員共済の年金加入記録、年金見込額等に限られていますので、国民年金、厚生年金等の加入記録、年金見込額等は含まれていません。

☆　例示した共済太郎さんは、昭和40年10月15日生まれで今年44歳、平成元年4月1日に初めて共済組合に加入され、平成21年3月31日現在在職中です。

【年金加入記録】

①加入制度は、地方公務員、国家公務員等の区別なく「公務員共済組合」と表示しています。

③資格喪失年月日は、退職した日の翌日が表示されますが、平成21年3月31日現在在職中の方は、空欄となっています。

④加入月数は、平成21年3月31日までの加入月数を表示しています。

なお、月の途中で資格喪失したことがある方は、昭和61年3月以前はその月を算入し、昭和61年4月以後はその月を算入しません。

※　船員であった期間又は⑧備考欄に一時金全額受給期間の表示がある方は、裏面をお読みください。

☆　共済太郎さんは、平成元年4月1日に共済組合に加入されていますので、平成21年3月31日までの加入期間は、ちょうど20年です。したがって、加入月数は、240月です。

102−8601
東京都千代田区平河町
2−4−9
共済　太郎　様
0000　0000　000000000000

公　務　員　共　済　年　金　の　お　知　ら　せ

共済組合員番号　8594-4812345678
基礎年金番号　0123456789
生　年　月　日　昭和40年10月15日

公務員共済年金のお知らせ相談ダイヤル
地方職員共済組合　○○○支部
TEL　○○−○○○○−○○○○

あなたの平成21年3月31日現在の公務員共済年金について、次のとおりお知らせします。

地方職員共済組合

【年金加入記録】

番号	①加入制度	②資格取得年月日	③資格喪失年月日	④加入月数
1	公務員共済組合	平成　1. 4. 1		240

⑤加入月数合計	⑥船員割増月数	⑦合　計（⑤＋⑥）
240	0	240

⑧備考欄

【平成20年度掛金納付額】

区分	⑩給料支給時期	⑪月数	⑫給料の額	⑬掛金率	⑭掛金納付額⑫×⑬×⑪
⑨給料	平成20. 4 ～ 平成20. 8	5	347,500	90.2875/1000	156,870
	平成20. 9 ～ 平成21. 3	7	347,500	92.5000/1000	225,001

区分	⑯期末手当等支給時期	⑰期末手当等の額	⑱掛金率	⑲掛金納付額⑰×⑱
⑮期末手当等	平成20. 6	850,000	72.2300/1000	61,395
	平成20.12	981,000	74.0000/1000	72,594

⑳合計　⑭＋⑲　515,860

相談ダイヤル

このお知らせに関するご質問、お問い合わせのためのダイヤルです。

ご質問等がありましたら、**このダイヤルに連絡してください。**

なお、このお知らせの送付直後は多くの照会が寄せられることが予想されること、また、給料などの記録についてのご照会は、当共済組合から給与支払者または任命権者に対して確認を行うことから、回答まで相当のお時間をいただきますことをあらかじめご了承ください。

受付時間は、支部ごとに異なりますが、概ね9:00～12:00及び13:00～17:00となっています。

共済組合員番号、基礎年金番号、生年月日

共済組合で記録している共済組合員番号、基礎年金番号及び生年月日を表示しています。

基礎年金番号は、社会保険庁が付番していますが、公的年金制度に共通した番号として使用していますので、「基礎年金番号通知書」、「年金手帳」又は昨年社会保険庁から送付された「ねんきん特別便」等によりご確認ください。

住所、氏名

共済組合で記録している「住所」、「氏名」を表示しています。

【平成 20 年度掛金納付額】

平成 20 年度掛金納付額は、給料と期末手当等に分けて納付額の算定を記載したものですが、平成 20 年度は、平成 20 年 8 月以前と 9 月以後では掛金率が異なります（右欄を参照）。

⑭掛金納付額は、⑫給料の額に⑬掛金率を乗じて円位未満を切り捨て、⑪月数を乗じた額です。

⑲掛金納付額は、⑰期末手当等の額に⑱掛金率を乗じて円位未満を切り捨てた額です。

☆　共済太郎さんは、一般職の職員ですので、給料は、一般職の掛金率が用いられています。共済太郎さんの 1 ヶ月分の掛金納付額は、平成 20 年 8 月以前は 31,374 円、9 月以後は 32,143 円です。

⑬、⑱の掛金率

区分	給料		期末手当等
	一般職	特別職	
平成20年8月以前	90.2875/1,000	72.23/1,000	72.23/1,000
平成20年9月以後	92.5000/1,000	74.00/1,000	74.00/1,000

※　特別職とは、知事、副知事等のほか、毎月の給料の額が定額（諸手当込み）で定められている方をいいます。

給料、期末手当等の最高限度額

給料には、「最高限度額」と「最低限度額」が、期末手当等には、「最高限度額」が設けられています。

現在の給料と期末手当等の限度額は次のとおりです。

区分	給料		期末手当等
	一般職	特別職	
最高限度額	496,000円	620,000円	1,500,000円
最低限度額	79,000円	98,000円	—

※　最高限度額又は最低限度額が適用される場合は、上記の給料、期末手当等の額で表示しています。

他の公務員共済の期間がある方へ

過去に国家公務員共済組合等に加入されていた期間がある方で、その期間の年金加入記録の移管が当共済組合にまだ行われていない方は、その加入記録が表示されていないことがあります。

この場合、国家公務員共済組合等から年金加入記録が移管され次第、加入記録の整備を行います。

※　退職共済年金を決定する際に、再度すべての公務員期間を履歴書に基づき確認することとしていますので、ご安心ください。

船員であった期間がある方へ

船員であった期間については、①加入制度欄に（船員）と表示します。

なお、④加入月数には実際の期間を表示し、⑦合計には次のとおり割増しした月数を加算して表示しています。

・　昭和61年3月までの期間　　実際の期間の4／3倍
・　昭和61年4月から平成3年3月までの期間　　実際の期間の6／5倍

<計算例>

昭和61年3月以前に1年間（12ヵ月）の船員期間がある場合

12月×4／3=16月となり、⑥船員割増月数は4月と表示しています。

一時金全額受給期間がある方へ

一時金全額受給期間（年金を受取るために積み立てた年金の原資を退職一時金として全額受給した期間）がある方には、①加入制度欄にその期間に*を付けて表示します。

なお、その期間は年金の計算に含まれませんが、公務員であった期間が20年に達した場合に限り、その受給された退職一時金に利子に相当する金額を加算した額を共済組合に返還することにより、その期間を含めて年金が支給されます。

過去に退職一時金を受給された方へ

昭和54年12月以前に退職された方には、上記のように年金の原資を退職一時金として全額受給された方のほか、年金の原資を残して退職一時金を受給された方がいます。

この方につきましても、その退職一時金を受給された期間が年金の算定基礎となりますので、受給された退職一時金の額に利子に相当する額を加算した額を共済組合へ返還していただくこととなります。

復帰希望職員の期間がある方へ

昭和54年12月以前に公庫･公団等に派遣されていた方は、派遣されている間厚生年金保険に加入することができましたので、公務員共済の年金加入記録と厚生年金の加入記録が重複している場合がありますが、問題はありません。

給料、期末手当等について

給料とは、給料表に掲げる給料であり、期末手当等とは、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当とされています。

※　給料に職務による調整額が加算されている場合は、加算後の額となります。
※　自治体によっては、給料区分に応じて減額率が掛けられている場合がありますが、その場合は、減額後の額となります。
※　期末手当等は、1,000円未満の端数を切捨てて掛金納付額を計算しています。

育児休業の期間がある方へ

育児休業をしている組合員が共済組合に申し出たときは、掛金が免除（部分休業･短時間勤務は一部免除）されますが、この対象となった期間は、年金額の算定基礎となります。ここでは、掛金が免除された期間であっても掛金を納付したこととして、掛金納付額を表示しています。

病気休職等の期間がある方へ

病気休職等により給料が支給されていなかった期間がある方は、休職時等の給料発令に基づき掛金を納付していただいていますので、その給料の額を表示しています。

派遣職員等の期間がある方へ

派遣職員等の方は、派遣期間中の給料から共済組合が定める仮定給料･仮定期末手当等に基づき掛金を納付していただいていますので、その仮定給料･仮定期末手当等を表示しています。

「公務員共済年金のお知らせ」の見方（その2）

退職共済年金の額は、
厚生年金相当部分と職域年金相当部分の額の
合算額に加給年金額を加算した金額として算定
されますが、加給年金額は表示していません。
※　加給年金額につきましては、
裏面をご覧下さい。

【平均給料月額、平均給与月額】

退職共済年金の算定は、平成15年3月以前と4月以後とでは算定方法が異なります。

具体的には、平成15年3月以前では、掛金の基礎となった給料が年金の算定基礎となっていましたが、4月以後は掛金の基礎となった給料と掛金の基礎となった期末手当等が年金の算定基礎となります。

したがって、平成15年3月以前は平均給料月額、4月以後は平均給与月額が年金の算定基礎となります。

また、昭和61年3月以前に退職された方の平均給料月額は、特別な計算をすることとされています。

☆　共済太郎さんについて裏面の計算式等により計算した結果、平成15年3月までの平均給料月額①は288,842円で、平成15年4月からの平均給与月額②は561,227円です。

☆　共済太郎さんの加入月数は、平成15年3月までの加入月数③は168月で、平成15年4月からの加入月数④は72月です。

1 これまでの加入実績に応じた退職共済年金の見込額

これまでの加入実績に応じた退職共済年金の見込額の計算は、これまでの加入実績に応じた平成15年3月までの平均給料月額①と平成15年4月からの平均給与月額②及びこれまでの加入月数の③、④をもとに算定しています。

⑤、⑥の給付乗率

給付乗率は次のとおりです。

区分	厚生年金相当部分	職域年金相当部分	
		20年以上	20年未満
⑤平成15年3月以前の期間	7.125/1,000	1.425/1,000	0.713/1,000
⑥平成15年4月以後の期間	5.481/1,000	1.096/1,000	0.548/1,000

※　職域年金相当部分の給付乗率は、加入月数が240月以上と240月未満では異なります。この「お知らせ」では、60歳までに240月に達する方は「20年以上」の乗率を適用しています。

☆　共済太郎さんは60歳までの加入期間が438月（36年6月）で、240月を超えますので、20年以上の乗率で算定することとなります。したがって、⑤の給付乗率は7.125と1.425、⑥の給付乗率は5.481と1.096で算定しています。

⑦、⑧の加入月数

⑦の加入月数は平成15年3月までの加入月数③と、⑧の加入月数は平成15年4月からの加入月数④と原則同じ月数ですが、船員の割増月数に該当する期間は一致しません。

※　詳しくは、裏面をご覧ください。

☆　共済太郎さんは、③と⑦の加入月数が168月となり、④と⑧の加入月数が72月となります。

【平均給料月額、平均給与月額】

平成15年3月までの平均給料月額①	288,842円	平成15年3月までの加入月数③	168月
平成15年4月からの平均給与月額②	561,227円	平成15年4月からの加入月数④	72月

【将来受給することとなる退職共済年金の見込額】

1　これまでの加入実績に応じた退職共済年金の見込額の計算

	平成15年3月までの平均給料月額①		給付乗率⑤		平成15年3月までの加入月数⑦		平成15年3月までの期間に係る年金額	
厚生年金相当部分	288,842円	×	7.125/1000	×	168月	＝	34万円	A
職域年金相当部分	288,842円	×	1.425/1000	×	168月	＝	6万円	B
	平成15年4月から平成21年3月までの平均給与月額②		給付乗率⑥		平成15年4月から平成21年3月までの加入月数⑧		平成15年4月から平成21年3月までの期間に係る年金額	
厚生年金相当部分	561,227円	×	5.481/1000	×	72月	＝	22万円	C
職域年金相当部分	561,227円	×	1.096/1000	×	72月	＝	4万円	D
これまでの加入実績に応じた退職共済年金の見込額（A+B+C+D）→							66万円	E

2　今後の加入期間に応じた退職共済年金の見込額の計算（60歳まで組合員であると仮定）

(1)平成21年4月から60歳までの平均給与月額が②と同額であると仮定した場合の機械的な計算

	平成21年4月から60歳までの平均給与月額⑨		給付乗率⑥		平成21年4月から60歳までの加入月数⑪		平成21年4月から60歳までの期間に係る年金額	
厚生年金相当部分	561,227円	×	5.481/1000	×	198月	＝	60万円	F
職域年金相当部分	561,227円	×	1.096/1000	×	198月	＝	12万円	G

(2)平成21年4月から60歳までの平均給与月額をあなたが想定し、あなた自身による計算

	あなたが想定した平成21年4月から60歳までの平均給与月額⑩		給付乗率⑥		平成21年4月から60歳までの加入月数⑫		あなたが想定した平成21年4月から60歳までの年金額	
厚生年金相当部分	円	×	5.481/1000	×	198月	＝	万円	H
職域年金相当部分	円	×	1.096/1000	×	198月	＝	万円	I

3　将来受給することとなる退職共済年金の見込額

(1)機械的な計算による見込額（E+F+G）→　138万円

(2)あなたの計算による見込額（E+H+I）→　万円

支給開始年齢⑬　65 歳

備考欄

【将来受給することとなる公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額】

4　これまでの公務員共済の加入実績に応じた老齢基礎年金の見込額の計算

792,100円 ×（平成21年3月までの加入月数 240 月）／ 480月 ＝ 39万円　J

5　今後の公務員共済の加入期間に応じた老齢基礎年金の見込額の計算（60歳まで組合員であると仮定）

792,100円 ×（平成21年4月から60歳までの加入月数 198 月）／ 480月 ＝ 32万円　K

6　将来受給することとなる公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額（J+K）→　71万円

支給開始年齢　65 歳

【将来受給することとなる公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額】

4のこれまでの公務員共済の加入実績に応じた老齢基礎年金の見込額と5の今後60歳まで組合員であると仮定した老齢基礎年金の見込額を合算（それぞれ万円未満を切り捨てて合算）し、6の老齢基礎年金の見込額を表示しています。

※　平成21年3月までの加入月数に20歳前の期間がある方は、その期間が算入されていません。詳しくは、裏面をご覧ください。

※　船員の割増月数が加算されている方は、割増しない月数で計算することとされています。

☆　共済太郎さんは、23歳のときに共済組合に加入され、60歳までの月数が438月となります　ので、老齢基礎年金は割り落としされています。

ただし、学生時代に国民年金に加入された期間につきましては、別途社会保険庁の「ねんきん定期便」でお知らせがきます。

2 今後の加入期間に応じた退職共済年金の見込額

（1）平成21年4月から60歳までの平均給与月額⑨

平成21年4月から60歳までの期間の見込額を算定するものです。ただし、同期間の給与の額はわかりませんので、⑨の平均給与月額を②の額と同額であると仮定し、算定しています。

平成21年4月から60歳までの加入月数⑪

⑪（50歳以上の方は⑩）の加入月数は、平成21年4月から60歳まで組合員であると仮定した月数を表示しています。なお、60歳以後も共済組合へ加入すれば、当然その期間も退職共済年金の算定基礎期間となります。

(2) 平成21年4月から60歳までの平均給与月額をあなたが想定し、あなた自身による計算

平成２１年4月から60歳までの平均給与月額⑩を自ら想定し、同期間に応ずる年金を自ら試算する箇所です。

この欄は、今後の加入状況により給料の額が大きく変動する可能性がある50歳未満の方（昭和３４年４月２日以後の生まれの方）のみに表示しています。

3 将来受給することとなる退職共済年金の見込額

（１）機械的な計算による見込額は、１のこれまでの加入実績に応じた退職共済年金の見込額と２の今後の加入期間に応じた退職共済年金の見込額とを合算した額を表示しています。

（２）の欄は、50歳未満の方のみに表示しています。

※　支給開始年齢⑬（50歳以上の方は⑪）については、裏面をご覧ください。

☆　共済太郎さんの60歳までの加入月数は、昭和40年10月15日生まれのため、60歳に達するのは平成37年10月14日ですので、その前月までの月数198月となります。

年金額の単位

年金額は、本来百円単位で決定されますが、ここでは試算額であることから、万円単位（端数切捨て）で表示しています。

お願い

この「お知らせ」の見込額は、現時点での将来見込額を試算したものであり、実際の年金額を確定的にお知らせするものではありませんので、ご留意ください。

加給年金額

公務員共済の年金加入記録が、20年以上ある方は、65歳になったときに、その方により生計を維持されている（※）65歳未満の配偶者、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で障害等級の1級若しくは2級に該当する子がいるときは、加給年金額が加算されます。

この加給年金の額は、配偶者が396,000円、第1子・第2子がそれぞれ227,900円、また、第3子以降が1人につき75,900円です。（平成21年度価額で表示しています。）

ただし、厚生年金の被保険者期間のみで20年以上ある方等については、厚生年金の老齢厚生年金に加給年金額が加算され、退職共済年金には加算されませんので、ご了知ください。

※　詳しくは、地方職員共済組合のホームページをご覧ください。

平均給料月額、平均給与月額の算定方法

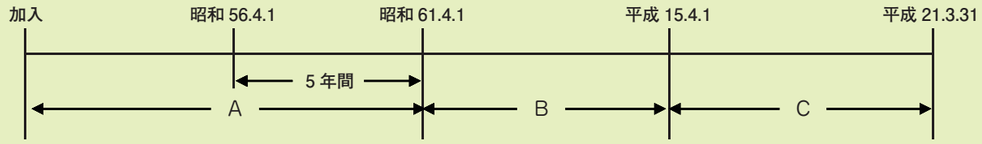

$$\text{平均給料月額} = \frac{\begin{array}{l}\text{（昭和 56 年 4 月～昭和 61 年 3 月の各月の掛金の基礎となった給料の総額 × 1/60}\\ \text{× 全期間換算率 × 再評価率 × 手当率 × A の月数 ）}\\ \text{＋（B の各月の掛金の基礎となった給料の総額 × 再評価率 × 手当率）}\end{array}}{\text{A の月数＋B の月数}}$$

$$\text{平均給与月額} = \frac{\begin{array}{l}\text{（C の各月の掛金の基礎となった給料の総額 × 再評価率 × 手当率）}\\ \text{＋（C の掛金の基礎となった期末手当等の総額 × 再評価率）}\end{array}}{\text{C の月数}}$$

※　全期間換算率、再評価率及び手当率につきましては、詳細をホームページのQ&Aに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

☆　共済太郎さんは、平成元年4月1日に共済組合に加入されていますので、上図のBとCの期間の計算方法で計算されています。

船員であった期間等がある方へ

船員であった期間のうち4／3倍及び6／5倍した期間につきましては、職域年金相当部分は算定されません。

また、①加入制度で、公務員共済組合（JR）及び公務員共済組合（JT）と表示した期間についても職域年金相当部分は算定されません。

老齢基礎年金

公務員共済、厚生年金及び私立学校教職員共済の加入期間は国民年金の加入期間となり、老齢基礎年金の算定の基礎となります。

老齢基礎年金の額は、20歳から60歳までの加入期間（40年:480月）に応じて算定されます。

このお知らせは、公務員共済の年金加入記録に応じて算定しておりますので、厚生年金、私立学校教職員共済等の加入期間は含まれていません。

792,100円×公務員共済年金の加入期間の割合

老齢基礎年金の算定は、792,100円に20歳から60歳までの期間（480月）における加入期間の割合を乗じることによって算定されます。

したがって、20歳から60歳までのすべての期間に公的年金に加入した場合は792,100円が支給されます。（平成21年度価額で表示しています。）

※　公務員共済の加入記録が厚生年金と重複する方は、当該重複する期間は、厚生年金の加入期間のみが、老齢基礎年金の算定基礎期間となります。このお知らせでは、重複する期間については全て公務員共済の年金記録として表示していますので、ご了承ください。

年金の支給開始年齢

退職共済年金は、本来65歳から支給されることとなっていますが、公務員共済、厚生年金、私立学校教職員共済及び国民年金の期間を合算して25年以上有する場合に、その方の生年月日に応じて支給開始年齢が次のとおり段階的に定められています。

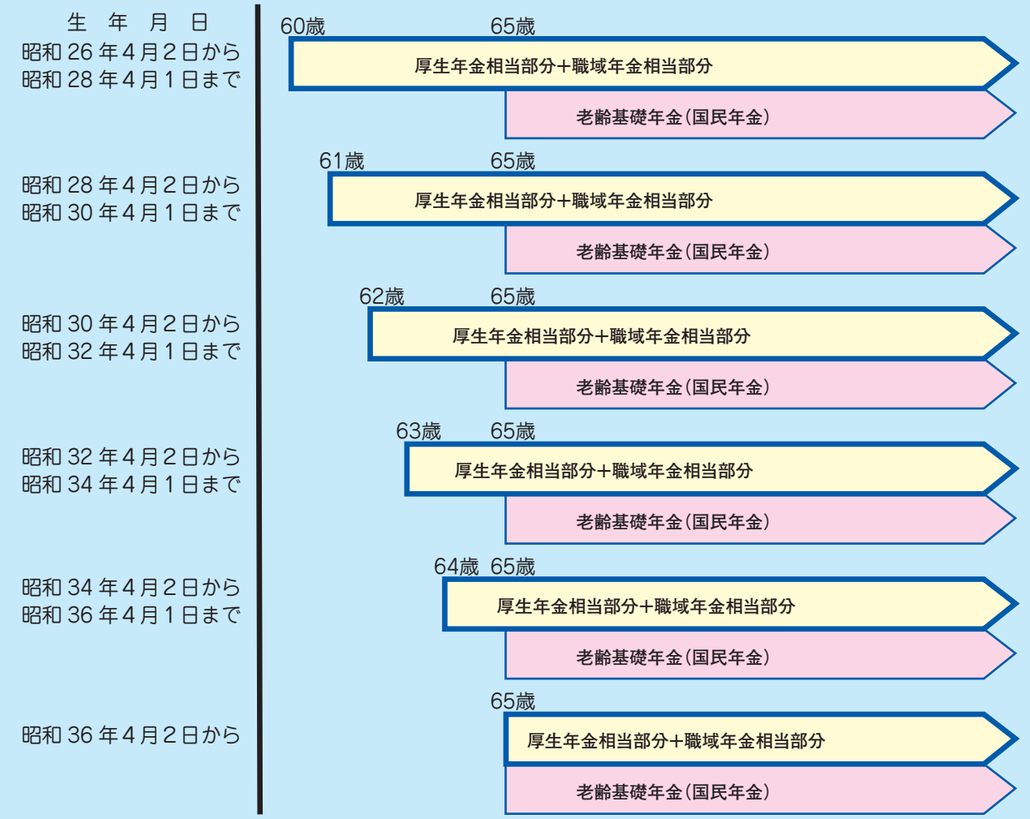

※　□は共済組合が、また、□は社会保険庁が支給する年金です。

※　昭和36年4月1日以前に生まれた方で年金加入記録が1年以上ない場合は、支給開始年齢が65歳となります。

☆　共済太郎さんは、昭和40年10月15日生まれのため、支給開始年齢は65歳です。

年金受給資格の期間の特例

退職共済年金は、公務員共済等の期間を合算して25年以上ないと年金を受けることができませんが、その方の生年月日に応じ、国民年金以外の期間を合算した期間が、下表の受給資格期間の年数以上であれば、年金を受けることができます。

生　年　月　日	受給資格期間
昭和27年4月1日以前	20年
昭和27年4月2日から昭和28年4月1日まで	21年
昭和28年4月2日から昭和29年4月1日まで	22年
昭和29年4月2日から昭和30年4月1日まで	23年
昭和30年4月2日から昭和31年4月1日まで	24年

☆　共済太郎さんは、昭和40年10月15日生まれのため公務員共済等の期間が25年以上ないと退職共済年金を受けることができません。

「公務員共済年金のお知らせ」の見方（その3）

共済年金の年金額は、昭和56年4月以後の給料と平成15年4月以後の期末手当等を基に算定されることから、当該期間における額を表示しています。

支給時期

支給時期は、給料及び期末手当等の額が変動するごとに表示しています。

☆　共済太郎さんは、共済組合に加入されたのが平成元年4月ですので、平成元年4月から平成21年3月までの給料と期末手当等を表示しています。

給料

給料は、昭和56年4月以後における給料表に該当する額を表示しています。

なお、昭和６１年３月以前に一旦退職された後、再度共済組合へ加入された方については、退職時の給料を昭和６１年３月における再評価額に置き換えて管理しているため、表示しないこととしましたので、ご了承ください。

昭和60年4月から6月までの給料が支給されている方へ

昭和６０年４月から６月までの給料について、昭和６０年度において地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定の適用を受けなかった期間（給料調整期間）がある場合には、発令された給料額ではなく、給与条例の改正が適用されていたとした場合の仮定給料額となっています。

給料（昭和56年4月～平成21年3月）と期末手当等（平成15年4月～平成21年3月）の記録

（単位：円）

支給時期	給料	期末手当等
平成 1. 4～平成 2. 3	132,100	
平成 2. 4～平成 2. 9	149,900	
平成 2.10～平成 3. 3	157,200	
平成 3. 4～平成 3. 9	167,300	
平成 3.10～平成 4. 3	172,800	
平成 4. 4～平成 4. 9	180,100	
平成 4.10～平成 5. 3	184,700	
平成 5. 4～平成 5. 9	188,700	
平成 5.10～平成 6. 3	193,400	
平成 6. 4～平成 6. 9	195,900	
平成 6.10～平成 7. 3	215,200	
平成 7. 4～平成 7. 9	218,000	
平成 7.10～平成 8. 3	225,700	
平成 8. 4～平成 8. 9	229,000	
平成 8.10～平成 9. 3	236,400	
平成 9. 4～平成 9. 9	239,600	
平成 9.10～平成10. 3	246,200	
平成10. 4～平成10. 9	248,600	
平成10.10～平成11. 3	255,100	
平成11. 4～平成11. 9	277,800	
平成11.10～平成12. 9	294,700	
平成12.10～平成13. 9	302,900	
平成13.10～平成14. 9	310,800	
平成14.10～平成14.11	318,300	
平成14.12～平成15. 9	312,000	
平成15. 6		825,000
平成15.10～平成15.10	332,200	
平成15.11～平成16. 9	328,500	
平成15.12		794,000
平成16. 6		811,000
平成16.10～平成17. 9	332,100	
平成16.12		928,000
平成17. 6		847,000
平成17.10～平成17.11	348,000	
平成17.12～平成21. 3	347,500	

支給時期	給料	期末手当等
平成17.12		946,000
平成18. 6		876,000
平成18.12		958,000
平成19. 6		887,000
平成19.12		891,000
平成20. 6		850,000
平成20.12		981,000

備考欄

期末手当等

期末手当等は、平成15年4月以後の期末手当等の額が年金額の算定の基礎とすることとされていることから、それ以後の期末手当等の額を表示しています。

なお、平成17年3月までは、寒冷地手当が期末手当等に含まれていましたので、当時寒冷地手当が支給されていた方は、その額も表示されています。

※　平成6年12月から平成15年3月までの間は、期末手当等から、5／1,000の特別掛金を徴収していましたが、当該期末手当等の額は、年金の算定基礎給与に含めないこととされていますので、表示していません。

国家公務員共済の加入期間がある方へ

国家公務員共済は、昭和61年4月から、いわゆる標準報酬制がとられており、標準報酬の月額と標準期末手当等の額が掛金の標準となっています。

この場合、報酬とは、俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当等勤務実績に直接関係なく、月等を単位として一定額が継続して支給されるものとなります。

また、標準期末手当等とは、期末手当、勤勉手当、期末特別手当等とされています。

昭和61年4月以後の国家公務員共済の加入期間については、給料の額欄に標準報酬の月額、期末手当等の額欄に標準期末手当等の額を表示しています。

給料と期末手当等の限度額の推移

掛金の基礎となる給料には、最高限度額と最低限度額が、期末手当等には、最高限度額が設けられています。

給料と期末手当等の限度額の推移は次のとおりです。

（単位：円）

区分	給料		期末手当等
	一般職	特別職	
	最高限度額（最低限度額）	最高限度額（最低限度額）	すべての職員の最高限度額
昭和56年4月 ～ 昭和57年3月	420,000		—
昭和57年4月 ～ 昭和59年3月	440,000		—
昭和59年4月 ～ 昭和60年3月	450,000		—
昭和60年4月 ～ 昭和61年3月	460,000		—
昭和61年4月 ～ 平成元年12月	376,000（55,000）	470,000（68,000）	—
平成 2年1月 ～ 平成 6年11月	424,000（64,000）	530,000（80,000）	—
平成 6年12月 ～ 平成12年9月	472,000（74,000）	590,000（92,000）	—
平成12年10月以後	496,000（79,000）	620,000（98,000）	—
平成15年4月以後			1,500,000

※　最高限度額又は最低限度額に該当している場合は、その額に*を付けて表示しています。

ただし、道府県からの給料と期末手当等の情報が最高限度額又は最低限度額で提供されている方は、*を付けています。

Q & A

Q1 昨年「公務員共済ねんきん特別便」を受け取り、今回も似たような通知を受け取ったが、どう違うのでしょうか。

A 昨年送付した「公務員共済ねんきん特別便」では、公務員共済の年金加入記録を皆様へ提供してご確認いただきました。

今回送付した「公務員共済年金のお知らせ」では、加入記録に加えて、将来の年金の見込額や給料・期末手当等の記録等を提供して、ご確認いただくこととしたものです。

なお、社会保険庁においても、国民年金と厚生年金の被保険者に対してその誕生月に「ねんきん定期便」として、同様の情報を提供していますが、その中には、公務員共済の記録は表示されていません。

Q2 昨年の「公務員共済ねんきん特別便」と同様に今回も回答票がありませんが、見て確認しておけばよいのでしょうか。

A はい、今回のお知らせは、年金加入状況等を確認していただき、年金制度への理解を深めていただくことが目的ですので、回答票は添付していません。

なお、確認していただいて記載内容に疑義がある場合は、相談ダイヤルに連絡してください。

Q3 私は、昭和36年7月生まれで今年48歳になりますが、年金の支給開始年齢を見ますと、65歳からしか年金が受けられないようですが、60歳から65歳までは無年金となるのでしょうか。

A 退職共済年金は、組合員期間等が25年以上ある方が、65歳に達しますと受給できますが、60歳から退職共済年金を減額して受けることができる制度があります。

この制度を「繰上げ支給の退職共済年金」といいますが、次の計算による「繰上げ調整額」が退職共済年金の額から減額されます。

繰上げ調整額=(厚生年金相当部分+職域年金相当部分)×5/1,000
× 繰上げを希望する月から65歳に達する月の前月までの月数

なお、厚生年金の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金にも同様の制度がありますので、詳しくは、社会保険事務所にお尋ねください。

※ この減額率は、生涯にわたって適用されます。

☆ 共済太郎さんが仮に61歳から4年間繰上げて退職共済年金を受ける場合は、次のような計算となります。

138万円−(138万円×5/1,000×(4年×12)) ≒ 104万円
（繰上げ調整額）

Q4 「給料（昭和56年4月～平成21年3月）と期末手当等（平成15年4月～平成21年3月）の記録」の記録を見たのですが、過去の給料を覚えていないのですが、どうすればよいですか。

A 今回お知らせした給料と期末手当等については、道府県が管理している情報を基に作成しており、誤りはないものと考えておりますが、特に疑義があれば、相談ダイヤルに連絡してください。

地共済年金情報（ホームページ）の提供について

地方公務員共済組合では、このお知らせによる年金情報の提供（文書の送付による提供）方法を改め、平成22年度からインターネットによる年金情報を提供する予定としています。

ホームページでの年金情報の閲覧は、皆様から閲覧の申込みを受け、「ユーザーID・パスワード」をお知らせすることにより閲覧していただく方法を考えております。

来年度になりましたら、申込方法等について、地方職員共済組合ホームページでご案内する予定としておりますのでアクセスしてください。

社会保険庁の「ねんきん定期便」が送付された方へ

社会保険庁から別途送付される「ねんきん定期便」には、公務員共済の加入記録は含まれていません。

現在、地方公務員共済組合では、組合員の方の公務員共済の年金加入記録を社会保険庁に提供し、社会保険庁において年金記録の整備を行っています。

共済年金は、共済組合が管理している公務員共済の年金加入記録に基づいて決定していますのでご安心ください。

厚生年金保険に加入したことがある方の老齢厚生年金に係るお問い合わせについては、最寄りの社会保険事務所へお問合わせください。

※ 国民年金及び厚生年金等に加入されたことがない方には、社会保険庁からの「ねんきん定期便」は送付されません。

最後までお読み頂き、ありがとうございました。
地方職員共済組合ホームページに「公務員共済年金のお知らせ（地共済ねんきん定期便）」に関するQ&Aを掲載しておりますので、併せてご利用下さい。

http://www.chikyosai.or.jp/ （地方職員共済組合ホームページ）